右の者に対する恐喝被告事件について、昭和五三年四月一三日東京高等裁判所が した保釈請求却下決定に対する異議申立棄却決定に対し、申立人から特別抗告の申 立があつたが、その後、右被告事件は、同月二四日被告人(本件申立人)からの控訴 取下げにより確定したことが記録により明らかであるから、本件特別抗告の申立は、 現在においてはその実益がなく、不適法というべきである。よつて、裁判官全員一 致の意見で次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

昭和五三年六月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	服	部	高	顯
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江里		清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	環		昌	_